

航空自衛隊達第6号

赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第77号）第16条の規定に基づき、航空自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

平成26年2月20日

航空幕僚長 空将 齊藤 治和

航空自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達

航空自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達（昭和45年航空自衛隊達第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第

分類番号：A-10-015

作成年度：2013年度

保存期間：10年

枚数：15枚

保存期間満了時期：2024.3.31 開示判断：開示

77号。以下「訓令」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 衛生活動 傷者若しくは病者の搜索、收容、輸送、診断、治療又は看護及び疾病の予防並びに衛生資材の補給整備の業務を行うことをいう。

(2) 部隊等の長 編制部隊の長、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊の長、機関及び地方機関の長並びに臨時に編成された部隊等の長をいう。

(衛生要員の指定)

第3条 訓令第2条第5号に規定する衛生要員は、次の各号に掲げる隊員とする。

(1) 医師、歯科医師又は薬剤師たる1等空佐以上の自衛官で、専ら衛生活動に従事する隊員

(2) 特技制度に関する達(昭和38年航空自衛隊達第62号)の別表第1に定める小職域「衛生

」に属する特技を有する幹部自衛官並びに別表第2に定める大職域「衛生」に属する特技を有する准空尉、空曹及び空士の自衛官で、専ら衛生活動に従事する隊員

(3) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の別表第8に定める医療職俸給表（二）及び（三）の適用を受ける者で、専ら衛生活動に従事する隊員

(4) その他航空幕僚長が必要に応じて専ら衛生活動に従事するものとして指定する隊員  
(特別要員の指定)

第4条 訓令第2条第8号に規定する特別要員は、別紙第1に掲げる訓練又はこれと同等以上の正規の教育課程を終了した隊員とする。

2 航空幕僚長は、指定した特別要員を衛生活動に従事させる必要がなくなった場合には、直ちに指定を取り消すものとする。

3 部隊等の長は、必要と認める場合、航空幕僚長（首席衛生官気付）に前2項に係る上申を行うものとする。

( 衛生機関の指定 )

第 5 条 訓令第 2 条第 1 1 号に規定する衛生機関は、次の各号に掲げる部隊及び施設とする。

(1) 編制部隊及び機関に編成された衛生隊及び衛生課 ( これに準ずるものを含む。 )

(2) 衛生活動を任務とし、かつ、衛生要員を基幹として臨時に編成された部隊

(3) 前 2 号に掲げる部隊等以外の部隊等の衛生要員又は前 2 号に掲げる部隊等が臨時に開設する病院、患者収容所、救護所等で、現に衛生要員が勤務し又は傷者若しくは病者を収容中のもの

(4) 航空自衛隊の基地及び分屯基地に設けられた病院、医務室、衛生室及び衛生資材専用倉庫

( 衛生活動に使用する装備品等の標章の表示 )

第 6 条 衛生活動に使用する装備品等のうち、次の各号に掲げる装備品に、それぞれ当該各号に定める訓令第 2 条第 1 号に規定する赤十字標章を表示するものとする。

(1) 専ら傷者及び病者の救急処置及び輸送の用に供する車両 ( 以下「救急車」という。 ) 技術

指令書（航空自衛隊技術指令書規則（昭和43年航空自衛隊達第26号）に基づき定めたものをいう。）「車両等の塗装及び標識」（J.T.O.36-1-3）に規定する赤十字標章

(2) 衛生要員、特別要員及び臨時衛生要員の使用する鉄帽並びに中帽 外面の前後及び両側に、別紙第2に定める赤十字標章

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章の行動に際し、救急車以外の自衛隊車両を衛生活動のため臨時に衛生部隊で使用する場合には、衛生活動の期間中、当該車両に前項第1号の規定に準じて赤十字標章を表示するか、又は訓令第7条第1項に規定する旗（以下「赤十字旗」という。）を付けるものとする。

3 前2項以外の衛生活動に使用する装備品等に対する赤十字標章の表示は、別に定めるところによる。

（衛生機関の建造物等に表示する標識）

第7条 部隊等の長は、訓令第7条第2項に定める表示の方法については、別紙第3に定める方法に

より標識を表示することができる。

- 2 衛生施設の建造物に係る塗装による標識は、前項の規定にかかわらず常にこれを表示しておくことができる。

(衛生要員の腕章の交付、保管等)

第8条 航空幕僚監部首席衛生官（以下「首席衛生官」という。）は、訓令第4条第1項別表第1に定める腕章（以下「衛生要員の腕章」という。）の官職印の上端に、一連の登録番号を付し、部隊等の長に交付するものとする。

- 2 前項の規定により衛生要員の腕章の交付を受けた部隊等の長は、登録番号により腕章を管理し、亡失、損傷等により破棄するときには、登録番号を明らかにして、速やかに首席衛生官に通知するとともに、不用決定書の写を送付するものとする。

- 3 首席衛生官は、別紙様式に定める腕章発給簿を作成し、衛生要員の腕章の発給状況並びに亡失及び廃棄の状況について常に明らかにしておくものとする。

4 部隊等の長は、衛生要員が衛生要員の腕章を着用する必要がない場合には、これを鍵のかかる容器又は場所に保管しておくものとする。

(特別要員の腕章への準用)

第9条 前条の規定は、訓令第5条第1項に規定する腕章（以下「特別要員の腕章」という。）に係る場合に準用するものとする。この場合において、「衛生要員」とあるのは「特別要員」と読み替えるものとする。

(臨時衛生要員の腕章への準用)

第10条 第8条の規定は、訓令第6条第1項に規定する腕章に係る場合に準用するものとする。この場合において、「衛生要員」とあるのは、「臨時衛生要員」と読み替えるものとする。

(衛生要員の腕章の着用)

第11条 部隊等の長は、訓令第4条第3項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要と認めるときは、衛生要員の腕章を着用させるものとする。

(1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号

) 第 1 2 1 条 第 2 項 に 規 定 す る 防 疫 事 業 又 は 医  
療 事 業 に 従 事 す る 場 合

(2) 式 典 又 は 運 動 競 技 会 に お い て 救 護 の 職 務 に 従  
事 す る 場 合

(3) 航 空 救 難 に 関 す る 訓 令 ( 昭 和 3 5 年 防 衛 庁 訓  
令 第 5 6 号 ) 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 航 空 機 の  
乗 員 の 救 助 業 務 に お い て 、 救 護 の 職 務 に 従 事 す  
る 場 合

( 特 別 要 員 の 腕 章 の 着 用 )

第 1 2 条 部 隊 等 の 長 は 、 特 別 要 員 を 衛 生 活 動 に 従  
事 さ せ る 場 合 に お い て 、 必 要 と 認 め る と き は 、 特  
別 要 員 の 腕 章 を 着 用 さ せ る も の と す る 。

( 赤 十 字 旗 の 掲 揚 )

第 1 3 条 衛 生 機 関 は 、 訓 令 第 4 条 第 3 項 に 規 定 す  
る 場 合 又 は 第 1 1 条 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場  
合 で 、 か つ 、 部 隊 等 の 長 が 必 要 と 認 め る と き は 、  
別 紙 第 4 に 定 め る 規 格 の 赤 十 字 旗 を 掲 揚 す る も の  
と す る 。

2 前 項 の 赤 十 字 旗 の 掲 揚 に 当 た っ て は 、 状 況 に 応  
じ 、 識 別 可 能 な 場 所 及 び 方 法 に よ る も の と す る 。

( 衛生身分証明書の発行等 )

第 1 4 条 訓令第 1 0 条に規定する身分証明書の発行等に係る手続は首席衛生官が行うものとする。

( 臨時衛生身分証明書の発行等 )

第 1 5 条 訓令第 1 1 条に規定する身分証明書の発行等に係る手続は首席衛生官が行うものとする。

( 特別要員の証明書の発行等 )

第 1 6 条 訓令第 1 5 条に定める通常の身分証明書への明記が実施できない場合は、特別要員に指定された隊員に対し、別紙第 5 の例による証明書を発行するものとし、指定が取り消されたときは、速やかに回収及び廃棄するものとする。

2 前項に係る手続は首席衛生官が行うものとする。

3 特別要員は、衛生活動に従事する場合には、第 1 項により証明書が発行されているときは、これを携帯しなければならない。

附 則

この達は、平成 2 6 年 2 月 2 5 日から施行する。

別紙第1（第4条関係）

特別要員の訓練

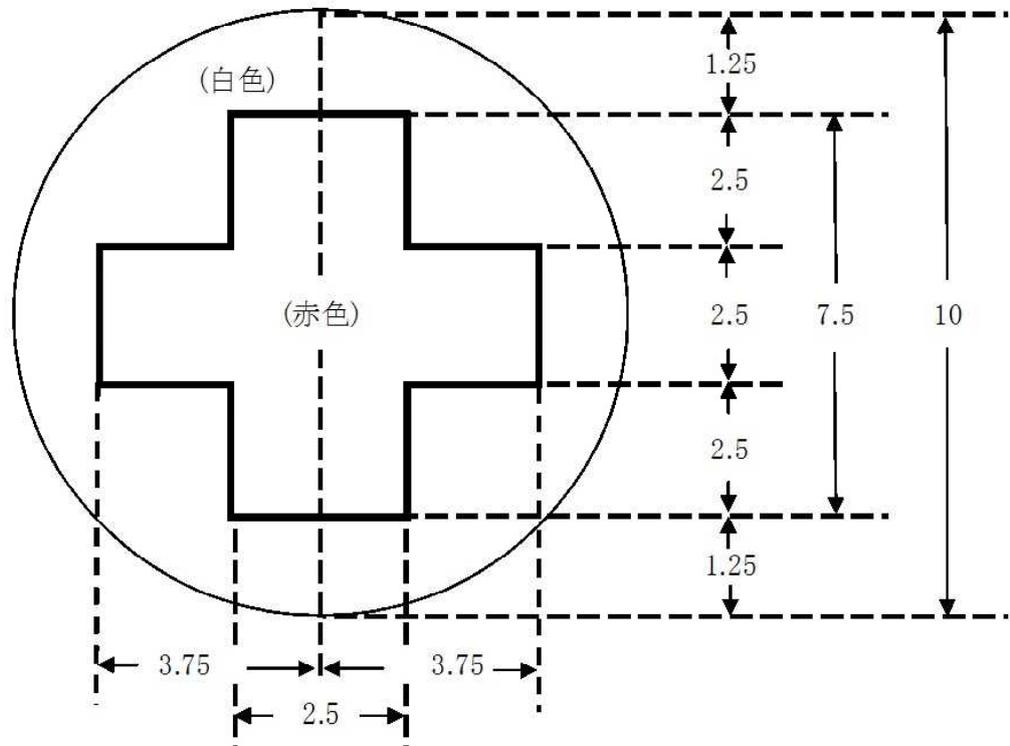
1 訓練の名称、対象者等

名称	対象者	訓練実施者
補助衛生員訓練	隊員	部隊等の長
補助看護員訓練		
補助担架手訓練		

2 訓練目標、配当時間等

訓練項目	訓練目標	配当時間		
		補助衛生員	補助看護員	補助担架手
精神教育	衛生活動に従事する隊員として必要な精神要素をかん養する。特に団結心を強調する。	1	1	1
服 務	国際条約等について必要な事項を教育する。	1	1	1
解剖生理	人体各部の名称並びに主要器官の名称、構造及び機能の概要を教育する。	3	3	1
応急処置	創傷等の主要症状の概要を理解させ、応急処置に必要な基礎的技術を教育し演練する。	14	9	1
傷病者輸送	人力搬送、担架搬送並びに車両への積載及びしゃ下の要領を教育し演練する。	5		10
看 護	患者心理、ベッドメイキング、清拭法等基礎的看護技術を教育し演練する。		10	

別紙第2（第6条関係）



注：数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。

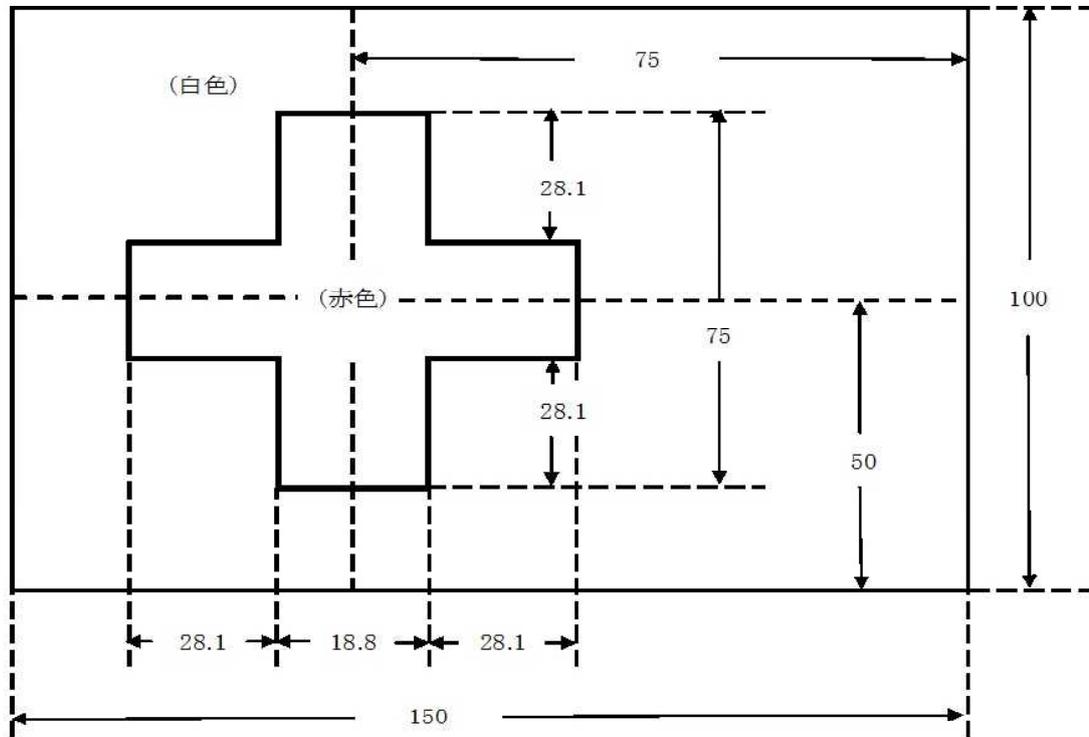
### 別紙第3（第7条関係）

#### 衛生機関の建造物等に対する標識の表示方法

次のいずれかにより表示するものとし、その大きさは縦1メートル以上で、部隊等の長の定めるところによる。

布板	白色の布に赤十字を染めだしたもの又は白色の布に赤色の布で作成した赤十字を糸で縫い付けた布板を表示する。
表示板	木材、金属、合成樹脂等の板に白色及び赤色の塗料で赤十字標章を表示したものを掲げて表示する。
塗装	白色及び赤色の塗料で建造物の屋根、壁面等に直接表示する。

別紙第4（第13条関係）



注：数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。

特別要員の証明書の記載例

特別要員の証明書	
所属 _____	階級 _____ 氏名 _____
この証明書の保持者は、（ ）を終了し一時的に衛生活動に従事しているものであり、赤十字腕章を着ける権利を有することを証明する。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
第1号様式身分証明書	
発行責任者	職 印

- 注：1 （ ）内は、別紙第1に定める訓練名を記載する。
- 2 第1号様式身分証明書発行責任者は、航空自衛隊の隊員の身分証明書に関する達（平成15年航空自衛隊達第41号）に定める発行責任者とする。

別紙様式（第8条－第10条関係）

腕章発給簿

登録番号	発給年月日	部隊等名	亡失（廃棄） 年月日	摘要

分類番号：A-10-015 作成年度：

保存期間： 枚数：

保存期間満了時期： 開示判断：

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。